

体罰・パワーハラスメント防止のガイド

公益社団法人 東京都山岳連盟

1. 体罰、パワーハラスメントとは

(1) 体罰

殴る、蹴るその他身体的ダメージやショックを与える方法で注意などを行う場合が体罰に当たることは当然であるが、訓練などにあたり過度の反復練習を行わせることで故意に肉体的、精神的苦痛を与える場合も体罰に該当する。

また、故意に食事抜きで訓練をさせる、過度の作業や練習の命令なども体罰とみなされる。

(2) パワーハラスメントとは

講習会あるいは委員会で、立場の優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦

痛を与える又は委員会や講習会の環境を悪化させる行為をいい、以下がパワーハラスメントの

分類とされる。体罰と重複して行われる内容が含まれる。

【例】

- ・暴行など「身体的な攻撃」
- ・暴言など「精神的な攻撃」
- ・無視など「人間関係からの切り離し」
- ・実行不可能な仕事の強制など「過大な要求」
- ・能力とかけ離れた難易度の低い仕事を命じるなど「過小な要求」
- ・私的なことに過度に立ち入る「個の侵害」

2. 体罰、パワーハラスメントを行なった者の責任

(1) 刑事上の責任

傷害罪（刑法第 204 条）、暴行罪（刑法第 208 条）、監禁罪（刑法第 220 条）などが該当する。

(参考)

傷害罪：第 204 条 人の身体を傷害した者は、10 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

暴行罪：第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害にするに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金または拘留若しくは科料に処する。

(2) 民事上の責任

民法709条が不法行為に基づく損害賠償責任について定めており、例えば傷害であれば治療費などの実費や精神的苦痛に対する慰謝料などを支払う責任が生じる。

(3) 東京都山岳連盟（以下本連盟と称す）での取り扱い

定款には具体的な定めがないため、別に定める倫理問題発生時の対応規程、倫理違反調査会規則、倫理委員会規程に則し、速やかに体罰・ハラスメントの被害者への対応を行ない、また加害者への処罰、資格に関する処分などの措置を行なう。

3. 体罰・パワーハラスメントが発生した場合の対応

(1) 被害の確認と対応

体罰・パワーハラスメントの状況・被害の確認を行なう。

(2) 怪我の確認と治療

怪我が無いか十分な確認を行ない、怪我が有る場合は応急処置を行ない、必要に応じて医療機関へ搬送する。

(3) 本連盟への報告

委員長へ直ちに報告する。委員長は、倫理問題発生時の対応規程に従って報告を行なう。

(4) 謝罪

体罰・パワーハラスメントを受けた方へ、直ちに謝罪する。

現場においては、現場の責任者が謝罪する。

その後の対応として必要に応じて、委員長、あるいは会長、副会長、専務理事がこれにあたる。

(5) 刑事、民事裁判となる場合

真摯にこれに対応する。

4. 体罰、パワーハラスメントの防止策

(1) 自覚

一緒に委員会活動、あるいは部の活動、講習会での活動を行なっている人達、受講者も含め、全て人格を持った人間であると意識を持って活動することが重要である。

(2) 講習会での対応

厳しく指導するためには体罰や叱責もやむなし、などの考え方や体質がないか点検する。講師、スタッフの立場を利用した、優位的発言は暴言ととられる可能性がある。講習中にそのような発言がないか、チェックする。

講師、スタッフはパワーハラスメントと捉えられるような発言がなかったか、講習後の反省会等でお互いにチェックする。

講習会において受講アンケートを行なう場合は、「パワーハラスメントととられる発言・行為がなかったか」、項目を設けて確認を行なうことでより良い講習会につなげることができる。

例えば、以下の場合、体罰あるいはパワーハラスメントととらえられるため注意する。

- Q. 講習会等において、受講時刻に遅刻した者を罰を与える意味で受講させない、立たせておくなどの処置をとることが許されるか？
- A. 講習会の流れで、ある一定時間を不参加とすることはやむを得ないが、講習の全てを受講させないなどにより心的苦痛を与える行為は体罰あるいはパワーハラスメントとされる可能性がある。

(3) 委員会会議等での対応

委員会会議での体罰は考えにくいですが、以下のようなパワーハラスメントはあり得るため、留意する。

- ・意見の対立がある際に委員長など優越的立場にあるものの顔つきや発言が攻撃的であったり、多数をもって委員会等から排斥するなどの行為は、パワーハラスメントと取られかねない。
- ・委員に何らかのミスがあった時は、委員会メンバーで補い、個人攻撃と捉えられる発言や対応を避ける。

(4) 本連盟活動での対応

お互いが信頼関係を築くことが体罰・パワーハラスメント防止の近道であるが、信頼関係を築くには時間が必要である。一方で体罰・パワーハラスメントは築きつつある信頼関係を根底から崩すものとなりかねない。お互いの不足した部分を補い、発言・対応は常に紳士的に行なうよう心がける。

- 附則 2013年3月20日 体罰・パワーハラスメント防止のガイドとして発行
2014年10月17日 倫理規程作成に従う修正（顧問弁護士岩尾先生ご指摘アドバイスの反映）
2017年7月01日 2項（3）に倫理問題発生時の対応規程、倫理違反調査会規則、を追加。
3項（3）の倫理委員会専務理事を削除。